

租税条約早見表

ドイツ(協定)

源泉徴収対象所得			条約による区分等	減免手続き等				概要
所161号数	所得区分等	税率		条項	区分	届出様式	添付書類	
二	割引債償還差益(発行時)	18.378	利子(公社債の割増金11条) 利益連動型の利子(注二)	11② 議4	免税	13,14 又は2	A, C	注イロハ H28.1.1以後発行の割引債については届出(様式2)
	(償還時)	15.315						
四	組合契約事業利益の配分	20.42	事業所得(国内PE帰属利得に限る。) 国外PEに帰属	7①	減免規定なし 免税	19	C	PE所在地国課税
五	土地等の譲渡	10.21	譲渡収益	13①	減免規定なし			不動産所在地国課税
六	人的役務提供事業の対価	20.42	事業利得(国内PE帰属利得に帰属しない場合)	7①	免税	6	不要	居住地国課税
			芸能人又は運動家の役務提供事業の対価	16②	減免規定なし			役務提供地国課税
七	不動産の使用料	20.42	不動産所得(§6②③)	6①	減免規定なし			不動産所在地国課税
			船舶航空機の裸用船使用料⇒事業所得(PE帰属無)	7①	免税	10	A, C	居住地国課税
			国際運輸に関わるもの(PE帰属有)	8①	免税	10	A, C	
八	利子所得	15.315	利子(§11②)	11②	免税	13,14 又は2	A, C	使用地主義
			利益連動型の利子(注二)	議4	減免規定なし			
九	配当所得	非上場 20.24 上場 15.315	配当(§10⑥)	10②b	15%	1	C	注ロ 国内法で課税
			関係会社間配当①議決権株式(10%以上保有、6カ月保有)	10②a	5%	1	C	
			関係会社間配当②議決権株式(25%以上、18カ月保有)	10③a	免税	1	A, C	
			損金算入可能配当(特定目的・投資法人が支払う配当)	議4	減免規定なし			
十	貸付金利子	20.42	利子(§11⑤)	11②	10%		C	注イロハ
			ドイツ連邦銀行、復興金融公庫に支払われる利子	11②	免税	2	A, C	
十一	使用料	20.42	著作権、工業所有権等及び設備使用料(§12②)	12①	免税	3	B, C	注ロハニ
			機械、装置、用具等の使用料(国内PEに帰属しない場合)	7①	免税	10	C	
			船舶等を国際運輸運用に付随するコンテナ等の使用料	8①	免税	10	C	
			著作権、工業所有権等の譲渡対価	13⑤	免税	10	C	居住地国課税
十二イ	給与その他の人的役務の提供に対する報酬で国内における勤務又は役務提供に基因するもの	20.42	下記以外の給与所得	14①	減免規定なし			役務提供地課税
			短期滞在者給与(①年間183日以内の滞在、②日本の居住者以外からの支払、③日本PEが負担しない)	14②	免税	(7)	不要	みなし国内払い以外は届出書提出不要
			日本企業が国際運輸で運用の船舶・航空機で行われる勤務	14③	減免規定なし			法人所在地課税
			内国法人の役員報酬	15	減免規定なし			法人所在地課税
			政府等職員に対し政府等から支払われるもの(事業関連)	18①a	免税		不要	(所9①8)
			上記のうち、①日本国民、②専ら当該役務提供の為に居住者となったものでない者	18①b	減免規定なし			日本のみ課税(所令24)
			教授		減免規定なし			29.1.1より改正
			平成28.12.31以前入国、2年以内	31	免税	8	不要	
			留学生(国外から支払われる生計、教育、訓練給付に限る)	19	免税	(8)	c在学	みなし国内払い以外は届出不要
			事業修習者(〃、かつ訓練開始1年以内に限る)	19	免税	(8)	c修習	
自由職業者所得(国内PEに帰属しない場合)	7①	免税	7	C	居住地国課税			
芸能人又は運動家の人的役務の報酬	16①	免税規定なし			役務提供地課税			
十二ロ	公的年金等	20.42	下記以外のもの	17①	減免規定なし			源泉地国のみ課税
			日本政府又は地方公共団体に提供した役務につき政府等又は政府等が拠出した基金から支払われるもの(公務員共済年金等)	17②	減免規定なし			日本のみ課税
			ドイツの居住者かつ国民である場合	18②b	免税	9	C	ドイツのみ課税
十二ハ	退職所得	20.42	国内勤務に基因するもの	12号イの給与と同じ				退職所得の選択課税
			居住者期間中の国外勤務に基因するもの	14①	免税	9	C	還付申告が可能
十三	事業の広告宣伝のための賞金	20.42	その他所得	20①	免税	10	C	源泉地国課税
十四	生命保険契約等に基づく年金等	20.42	その他所得	20①	免税	10	C	源泉地国課税
十六	匿名組合契約に基づく利益の配分	20.42	匿名組合契約に関連して取得する所得等	議4	減免規定なし			源泉地国課税
添付書類	A	いづれか	配当・利子の租税を免除する租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等の居住者であることを相手国等の権限ある当局が証明した書類⇒実務では、各届出書の「8権限ある当局の証明」欄に条約相手国等の権限ある当局が証明(実特法省令2⑤) ①租税の免除を定める要件を満たすことを明らかにする書類(外国語で作成の場合その翻訳文を含む。) ②居住者証明書(実特法省令2⑥)					
	B		①使用料の支払いの基因となった契約の内容を記載した書類 ②居住者証明書(実特法省令2⑦)					
	C		①特典条項に関する付表(様式17) ②居住者証明書③特典条項の適用を受けることができる理由の詳細を明らかにする書類(翻訳文を含む)					
非居住者等が源泉徴収義務者に居住者証明書(提示前1カ月以内に作成されたもの)を提示し氏名・住所等の確認を受けた場合に								

	は、添付を省略できる。この場合、源泉徴収義務者は、提示された居住者証明書の写しを提示日以後5年間保存する必要がある。 (実特法省令9の10②)
イ	使用地主義 利子使用料について、源泉地の規定がないため、日本国内の業務に係るものを国内源泉所得とする。
ロ	恒久的施設（PE）に帰属する場合は、事業利得条項 § 7が適用され免税とはならない。
ハ	独立企業間価格を超過する所得の場合、その超過額はその所得の条項は適用せず国内法で課税する。
ニ	利益連動型利子とは、①債務者等の収入所得世の資金の流出②債務者等の資産価値の変動③債務者等が支払う配当、分配金をい